

第6回共同ワーキング・チーム議事概要

(日時) 平成28年9月26日(月) 13時30分～15時30分

(場所) 中央合同庁舎2号館8階 第1特別会議室

(議事) 1 独立行政法人会計基準に係る中長期課題に関する論点
2 質疑応答、意見交換

【Ⅰ. 独立行政法人会計基準に係る中長期課題に関する論点】

○ 事務局から資料の説明があった。

【Ⅱ. 質疑応答と意見交換】

○ 事務局の説明及び前回、前々回の議論を踏まえ、メンバーから以下の質疑及び意見があった。

○ 行政サービス実施コスト計算書は、納税者の関心を示す資料であるが、財務諸表の構成を見直した場合、情報量が乏しいものになってしまうことから、何らかの対応が必要ではないか。

○ 独立行政法人で引当外として計上される退職給付引当金や賞与引当金は、国の毎年度の財務書類ではどのように取扱っているのか。

○ 各科目の名称検討に当たっては、読み手の理解を促進するよう、わかりやすさを追求するべきではないか。

○ 独立行政法人の資本は、将来のサービス提供に係る財産的基礎であり、その資本を財源として取得した固定資産が償却され、簿価が0となることは、サービス提供能力が0となることを意味し、資本が0となるため、このままでは、その固定資産によるサービス提供ができなくなる。これを損益計算書の対象から外すと、サービス提供継続の予見性がなくなってしまう。

当初想定した資本が有限であるという前提に立てば、資本がなくなった後、新たに固定資産を取得するのか、廃止するのか等、コストが新たに発生するので、事前にその対応方針を検討しておく必要がある。そのためにも、償却費等はP/L計上すべきと思う。

- 毎年度、償却費相当を減資し、その減資額に対し、資本を財源として取得した固定資産に係る償却費に対応する利益として計上できれば、P/L 尻を相殺でき、資本がいずれなくなることがはっきりする。また、国民負担の予見性も明らかになるのではないか。
- 企業会計は貨幣資本で考える場合が多いが、公会計は実物資本維持の感覚が非常に強いため、独立行政法人のサービス提供と実物の償却資産がリンクするのであれば、資産を償却し切った場合、代替資産を取得するための資金を積み立てなければ、独立行政法人のサービス持続可能性がなくなってしまうのではないか。
独立行政法人の業務運営に当たり、必須の資産であるならば、その事実を踏まえて、国や法人が代替資産を取得する際の考えを示すべきではないのか。逆に、減資してしまうと、この考えを示すことができないのではないか。
- 独立行政法人会計が公会計の一部であると見た場合には、行政サービス実施コスト計算書が主要な財務諸表であると考えられるため、本来はこれを充実させるべきではないか。
- 損益の話については、通則法第 44 条で求められる利益の測定という目的をどのように考えるのかということに尽きると思う。その意味で、経営努力ということと言える数値がボトムラインに出てくるということは、社会的なわかりやすさという意味である程度大事ではないか。これに加えて、フルコストをどのように表現していくのが課題と考える。
例えばフルコストを損益計算書の中で表現する場合には、収益と費用の対応関係を持たないものについても利益の意味をうまく説明できるのか。
- 財務報告として「外部に何を報告するのか」という観点に立てば、通則法第 44 条で表される経営努力と、行政サービスの成果の二点がある。後者については財務情報だけではなく成果に関わる非財務情報と併せて報告されるべきものと理解している。損益計算書が、通則法第 44 条に紐付いていると考えた場合、ボトムラインが損失となる構造を外部の利用者が理解することは難しいのではないか。

- 独立行政法人会計では、損益外や資本剰余金の減額などの会計処理が行われてきたが、企業会計との比較を考えれば、本来、収益費用として整理されるものは、全て含めるべきではないかと考える。

世界共通で収益、費用、利益の概念が用いられていることから、それらの名称は残しつつ、意味が伝わるよう工夫するべきではないか。
- 損益計算書としては、法人として財務業績を示すという目的と通則法第 44 条の利益を示すという目的のふたつを満たすような表示様式が望ましいのではないかと。

独立行政法人はどちらかという実物資本維持という概念が強いことから、資本修正という発想があり、損益外減価償却費の相手科目は資本剰余金を修正しているが、名目資本維持という概念からは利益剰余金として計上することになる。

損益計算書を統合した場合、それが損益計算書なのか純資産変動計算書なのか、考えはあると思うが、例えば純資産変動計算書で資本修正として資本剰余金を減らす処理の場合には、表示方法を工夫することを考えてもいいのではないかと。
- 企業会計の場合、減価償却累計額の存在は、再調達についての判断材料としても非常に大きなものである。企業はゴーイング・コンサーンであるため、投資家に予見させるための情報として提供しているが、国の場合どのように考えるのか。

結果的に国の負担や国民の負担になる備えが必要である、という情報であれば、それは意味のある数字だと考える。
- 資本剰余金に対する減価償却累計額は、当初投下した資本に対してどのくらい減価したのかということ表現したいという目的論もあったと考える。そのため、資本剰余金のマイナスという勘定をどのように社会的に説明するのかという部分は、財政的予測可能性の中でも考え、かつ名目資本維持と実物資本維持の中の評価性のある部分であることも考えられるのではないかと。
- 見返資産について、今までは計上できていないものもあるが、仮に、債権性や資産性など、一定の定義によって計上できるのであれば、行うべきと考える。

独立行政法人制度創設当初は実例がなかったが、制度が動き出し、十数年経っており、間違いなく補填されてきたことから、事実上確定し、保証されているに近い状況と考えられる。

- 現在の独立行政法人の労働慣行や財源手当等を含め、一定の財源手当が行われているという蓋然性を否定するほうが難しいのではないか。企業会計で考えても、経営実態に合った形で表現すれば、負債だけ計上するのは財務情報の有用性が損なわれるのではないか。

- 制度上、収益を獲得する事業ではない以上、国が手当しなければならない部分もあるのは理解するが、法人格を持つ団体である以上、運営責任を負わないというのはいえないと考える。

法人ではなく国が責任を持つ部分があるのであれば、条件付債務として計上できるような取り決めや、補償等により担保され、トリガー条件が起きて、その部分が補填されるのであれば純資産が劣化せず、担保されなければ純資産が劣化するという形で「見える化」されるのであれば、企業会計に準じて活用するという趣旨に合うのではないか。

- 次回は、11月以降に開催することとされた。

以上